

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付に係る  
重点支援地方交付金の取扱いについて

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「重点支援地方交付金を活用した給付金における令和6年能登半島地震の被災者への対応について」（令和6年1月26日付事務連絡）（以下「前回事務連絡」という。）においてお知らせしたとおり、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、住民税が全額免除される水準等となった者を含む世帯への給付（以下「被災世帯向け給付」という。）について、重点支援地方交付金を活用して実施することとしたところです。

本措置に係る重点支援地方交付金の取扱いについて、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 重点支援地方交付金を活用した被災世帯向け給付の取扱いについて

(1) 対象世帯について ※前回事務連絡から一部追記

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者（以下「住民税均等割全額免除水準者」という。）を含む世帯（以下「住民税均等割全額免除水準世帯」という。）については、住民税の免除の有無に関わらず、令和5年度住民税均等割非課税世帯として扱い、給付（1世帯あたり10万円、18歳以下の児童1人あたり5万円）の対象とします。

また、同様に、条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者（以下「住民税所得割のみ全額免除水準者」という。）を含む世帯（以下「住民税所得割のみ全額免除水準世帯」という。）についても、住民税の免除の有無に関わらず、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯として扱い、給付（1世帯あたり

10万円、18歳以下の児童1人あたり5万円)の対象とします。

なお、住民税均等割全額免除水準者及び住民税所得割のみ全額免除水準者については、実際に住民税が免除されていない場合でも対象としますが、被災前の時点で令和5年度の住民税が課税されている者で要件を満たす者に限ります。

## (2) 対象外世帯について ※前回事務連絡と同じ

既に、低所得世帯支援枠や給付金・定額減税一体支援枠を活用した低所得者向け給付(令和5年度住民税非課税世帯への給付、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付、新たに住民税非課税となる世帯への給付、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付)(以下「低所得者向け給付」という。)を受けている世帯は、被災世帯向け給付の対象外とします。

また、被災世帯向け給付を受けた世帯については、今後実施する低所得者向け給付の対象外とします。

## (3) 対象世帯等に係る留意点について ※前回事務連絡から新規追記

### ①給付の実施主体と交付限度額の算定対象について

被災世帯向け給付の実施主体は、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した市町村(以下「被災市町村」という。)を基本とし、給付実施主体となる市町村の交付限度額の算定対象については「令和6年1月1日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税(均等割・所得割)が全額免除される水準となった者を含む世帯」とします。

また、給付実施主体となる市町村に居住していない者でも、所有する住宅や家財が被災したことで、条例により住民税が全額免除される水準となる場合がありますが、こうした者を含む世帯についても、被災住宅等のある被災市町村において給付することを基本とし、交付限度額の算定対象に「所有する住宅又は家財(以下「住宅等」という。)が市町村に所在する者(令和6年1月1日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、当該住宅等が被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税(均等割・所得割)が全額免除される水準となった者を含む世帯(以下「被災住宅等所有世帯」)も含めることとします。

なお、被災住宅等所有世帯については、被災した住宅又は被災した家財の存する住宅(以下「被災住宅」という。)に居住する世帯が、被災世帯向け給付や低所得者向け給付を受けている場合は、給付の対象外とします。また、複数の親族が被災住宅を共有している場合など、被災住宅等所有世帯が複数存在する場合もいずれか一の世帯に限り給付の対象とすることとします。

また、被災住宅に居住する世帯が被災世帯向け給付の対象とならない場合などで、被災住宅のある被災市町村とは別の被災市町村に居住する被災住宅等の所有者を含む世帯が、被災世帯向け給付の対象となる場合の給付の実施主体については、原則として、被災住宅が所在する被災市町村とします。

## ②扶養親族等のみからなる世帯の取扱いについて

重点支援地方交付金を活用した低所得者向け給付については、限度額算定の対象から、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「扶養親族等のみの世帯」という。）を除くこととしておりますが、被災世帯向け給付については、被災前の時点で令和5年度の住民税が課税されており、要件を満たす者を含む世帯を対象とするものであり、扶養親族等のみの世帯が対象になる場合は基本的に想定されないため、扶養親族等のみの世帯を限度額算定の対象から除く取扱いとはいたしません。

## ③住民税が全額免除される水準等となった者の要件確認方法について

被災世帯向け給付については、令和6年1月1日に給付実施主体である市町村以外の市町村で住民登録されている者や、給付実施主体である市町村以外の市町村から令和5年度の住民税が課税されている者を含む世帯が対象となる場合があります。これらの者については、給付実施主体である市町村の条例により、住民税が全額免除される水準等となった者かどうか判断して差し支えありません。また、必要に応じて、給付実施主体である市町村以外の市町村から令和5年度の住民税が課税されている者については、給付実施主体である市町村以外の市町村の条例により、住民税が全額免除される水準等となった者かどうか判断しても差し支えありません。

なお、被災前の時点で令和5年度の住民税が課税されている者かどうかの判断については、令和5年度の住民税の課税自治体から課税されているかどうかで判断することとします。

## (4) その他の留意点 ※前回事務連絡から①のみ一部追記

### ①世帯内に被害を受けた住宅等の所有者でない者がいる場合の取扱いについて

地方公共団体が定める住民税の減免に関する条例や規則等においては、住宅又は家財（以下「住宅等」という。）が一定程度の被害を受け、前年合計所得が一定金額以下の者について、住民税を全額免除することとしている場合があります。被害を受けた住宅等の所有者でない納税義務者が世帯内にいる場合、当該納税義務者は住民税の全額免除の水準等とはならない場合がありますが、こうした世帯についても、世帯に属する者全員が要件を満たさなくとも、住民税が全額免除される水準等となった者を含む場合には、被災世帯向け給付の対象とします。

### ②保険金等の金額の取扱いについて

地方公共団体が定める住民税の減免に関する条例や規則等においては、住宅等が災害により受けた損害の金額（以下「住宅等が受けた損害の金額」という。）をもとに住民税の免除の割合を決定する場合があります。その際、住宅等が受けた損害の金額については、保険金や損害賠償金等により補てんされるべき金額（以下「保険金等の金額」という。）を除く取扱いとしている場合がありますが、迅速な支給の観点から、保険金等の金額を除かずに住宅等が受けた損害の金額を算出し、住民税が全額免除される水準等となった者を含む世帯については、被災世帯向け給付の対象として差し支えありません。

### ③住民税の減免に関する条例や規則等が未制定の場合の取扱いについて

住民税の減免に関する条例や規則等が未制定の地方公共団体においても、令和6年能登半島地震の被災者向けに条例や規則等を制定する予定がある場合は、制定予定の条例や規則等において、住民税が全額免除される水準等となることを見込まれる者を含む世帯については、被災世帯向け給付の対象として差し支えありません。

ただし、当該条例や規則等が制定されなかったり、当初の予定と異なる条例や規則等が制定され、本来、被災世帯向け給付の対象とならない世帯へ給付した場合は、交付限度額の算定対象とならなかったり、返還等の対象になりえますのでご注意ください。

## 2. 重点支援地方交付金の交付限度額等について

### (1) 被災世帯向け給付の財源について

今般の被災世帯向け給付については、令和5年度補正予算において措置した低所得世帯支援枠及び令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費において措置した給付金・定額減税一体支援枠を活用して実施することといたします。

具体的には、住民税均等割全額免除水準世帯に対する給付については、低所得世帯支援枠を活用して1世帯あたり10万円の給付を行い、給付金・定額減税一体支援枠を活用してこども加算（18歳以下の児童1人あたり5万円）を行うこととします。また、住民税所得割のみ全額免除水準世帯については、給付金・定額減税一体支援枠を活用して1世帯あたり10万円の給付及びこども加算（18歳以下の児童1人あたり5万円）を行うこととします。

なお、「令和5年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」取扱い等について」（令和5年11月29日付事務連絡）2.（1）において、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額の上限を7万円としたところですが、被災世帯向け給付については、補助・給付の額の上限を10万円とします。

### (2) 被災世帯向け給付に係る交付限度額について

今般の措置を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」（以下「制度要綱」という。）の別紙1の（3）の「低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）」及び（5）の「給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）」について、それぞれ以下のとおりといたします。

#### ① 低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）

制度要綱別紙1（3）「低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）」の各市町村の交付限度額に以下の算式により算定した額を追加する予定です。また、これに伴い、「重点支援地方交付金の執行上の留意点等について」（令和5年12月28日付事務連絡）2（3）の低所得世帯支援枠の交付対象経費についても、以下の算式により算定した額を追加することとします。

算式

追加非課税世帯数（被災世帯）×100,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

追加非課税世帯数（被災世帯）×5,000円

#### 算式の符号

追加非課税世帯数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の（i）及び（ii）の世帯（以下「令和5年度非課税世帯（被災世帯）」という。）の数。

（i）令和6年1月1日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災（以下単に「被災」という。）し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯（令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯、又は令和6年度均等割のみ課税化世帯（以下「令和5年度非課税世帯等」という。）に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。）

（ii）所有（その者の扶養親族等が被災した住宅等を所有する場合を含む。以下同じ。）する住宅又は家財（以下「住宅等」という。）が市町村に所在する者（令和6年1月1日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該住宅等が被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者（所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が（i）の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。）を含む世帯（同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。）

#### ② 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）

制度要綱別紙1（5）「給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）」の各市町村の交付限度額に以下の算式により算出した額を追加する予定です。また、これに伴い、「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和5年12月22日付事務連絡）1の給付金・定額減税一体支援枠の交付対象経費についても、以下の算式により算定した額を追加することとします。

## 算式

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯)×100,000円+こども加算支援児童数(被災世帯)×50,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯)×5,000円+こども加算支援世帯数(被災世帯)×5,000円

## 算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の(i)及び(ii)の世帯(以下「令和5年度均等割のみ課税世帯(被災世帯)」という。)の数。

- (i) 令和6年1月1日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災(以下単に「被災」という。)し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者を含む世帯(令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。)
- (ii) 所有(その者の扶養親族等が被災した住宅等を所有する場合を含む。以下同じ。)する住宅又は家財(以下「住宅等」という。)が市町村に所在する者(令和6年1月1日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、当該住宅等が被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者(所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が(i)の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。)を含む世帯(同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。)

こども加算支援世帯数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年度非課税世帯(被災世帯)及び令和5年度均等割のみ課税世帯(被災世帯)であって、十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯数。

こども加算支援児童数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和5年度非課税世帯（被災世帯）及び令和5年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

<関係資料一覧>

別添（参考）令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付の実施主体と交付限度額の算定対象

以上

# (参考) 令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付の実施主体と交付限度額の算定対象

## 【実施主体】

- 被災世帯向け給付の実施主体は、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した市町村（＝被災市町村）を基本とする。

## 【交付限度額の算定対象】

- 給付実施主体となる市町村の交付限度額の算定対象を以下とする。

### (i) 令和6年1月1日（発災日）において給付実施主体となる被災市町村に居住している世帯の場合

- 以下の①及び②をすべて満たす者を含む世帯

- ① 令和6年1月1日において（給付実施主体となる）市町村の住民基本台帳に記録されている者
- ② 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税（均等割・所得割）が全額免除される水準となった者

### (ii) 令和6年1月1日（発災日）において給付実施主体となる被災市町村以外の市町村に居住している世帯の場合

- 以下の①～③をすべて満たす者を含む世帯

- ① 令和6年1月1日において（給付実施主体となる）市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者
- ② 所有する住宅又は家財（以下「住宅等」という。）が（給付実施主体となる）市町村に所在する者
- ③ 所有する住宅等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税（均等割・所得割）が全額免除される水準となった者

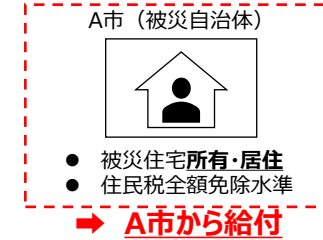
※被災した住宅や被災した家財の存する住宅（＝被災住宅）に居住する世帯が、被災世帯向け給付や低所得者向け給付の支給を受けている場合は給付対象外

※複数の親族が被災住宅を共有している場合など、上記を満たす世帯が複数存在する場合はいずれか一の世帯に限り給付対象とする

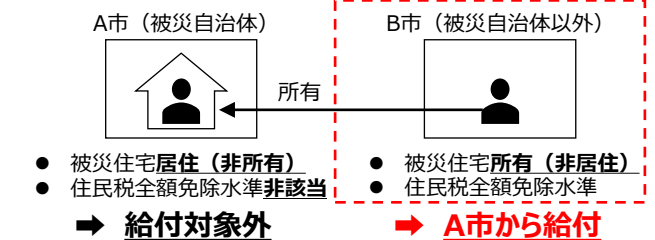
(注) 被災住宅のある被災市町村Aとは別の被災市町村Bに居住する被災住宅等の所有者を含む世帯が給付対象となる場合の給付実施主体は、原則として被災住宅のある被災市町村Aとする。

## ＜給付実施主体と給付対象のイメージ＞

### ①被災住宅の所有者が当該住宅に居住している場合



### ②被災住宅を所有し当該住宅に居住していない者がいる場合（被災住宅の居住者が給付対象外の場合）



### ③被災住宅を所有し当該住宅に居住していない者が多数いる場合（被災住宅の居住者が給付対象外の場合）

